

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

飲食接待で参加人数が減った場合

Q : 1人当たり5,000円以下の飲食交際費は、損金算入できるとのことですが、参加予定の得意先の人数が減ったため5,000円を超えてしまったという場合はどうなりますか？

A : 原則的には、費用を参加者で割って判断しますので、損金には算入することができません。

【解説】

この飲食交際費の損金算入制度は、交際費として課税されるべき飲食接待費のうち、1人当たり5,000円以下であるものについては、例外的に損金算入が認められるという制度ですが、5,000円以下かどうかは、「飲食等のために要する費用として支出する金額」を「飲食等に参加した者の数」で割った金額が5,000円以下かどうかで判断することになっています。

したがって、参加予定の得意先等の都合がつかず、不参加になったというような場合であっても、実際に飲食した者の数で判断することになりますので、その結果、5,000円を超えてしまったということであれば、原則として、その飲食費は損金に算入することは認められません。

なお、参加予定の得意先等の都合が悪くなり、参加できず、その飲食が社内の者だけになってしまったというような場合は、社内飲食費に該当することになりますので、その飲食費用は損金には算入することができませんので注意してください。

